

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程

平成 18 年 11 月 13 日

教育委員会規程 4 号

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成 18 年教育長告示第 3 号。以下「要綱」という。）第 10 条に基づき、標記要綱に係る取扱規程を以下のとおり定める。

記

- 1 要綱第 2 条に係る保護者に代わるべき者とは、実際に当該児童生徒を養育し、当該学校長が見とめた者とする。
- 2 要綱第 3 条に係る援助費については別表 1 のとおりとする。
- 3 要綱第 4 条に係る申請書は、別記様式 1 のとおりとする。また当該学校長は、別記様式 2 に申請者の状況をまとめて教育長へ申請する。
- 4 要綱第 5 条第 2 項に係る医療費の請求は、別記様式 3 及び 4 による。

別表 1

小学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品	教育扶助	11,100 円	年 2 回（5 月、10 月）
通学用品費（第 1 学年を除く）	教育扶助	2,170 円	年 2 回（5 月、10 月）
新入学児童生徒学用品費等	教育扶助	19,900 円	年 1 回（5 月）
修学旅行費	実費	実費の 80%以内	旅行前
医療費	医療扶助	実費	随時
給食費	教育扶助	実費の 50%以内	給食費支払日

中学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品	教育扶助	21,700 円	年 2 回（5 月、10 月）
通学用品費（第 1 学年を除く）	教育扶助	2,170 円	年 2 回（5 月、10 月）
新入学児童生徒学用品費等	教育扶助	22,900 円	年 1 回（5 月）
修学旅行費	実費	実費の 80%以内	旅行前
医療費	医療扶助	実費	随時
給食費	教育扶助	実費の 50%以内	給食費支払日

備考

- 1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、本制度での支給は行わない。
- 2 年度途中で認定された場合、学用品及び通学用品費は、認定された月を基準に月割りで随時支給する。
- 3 平成 19 年度の旧大正町立小学校及び中学校の給食費の援助費については、実費の 75%とする。

